

○ 指定講習機関の指定等に関する内規

平成 2 年 9 月 1 日
公安委員会内規第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 審査等（第 9 条—第 15 条）

第 3 章 検査等（第 16 条—第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この内規は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 4 第 1 項の指定講習機関について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

第 3 条 削除

第 4 条 削除

（指定の申請）

第 5 条 指定講習機関指定申請書（別記第 2 号様式）には、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 項に掲げる書類のほか、特定講習指導員名簿（別記第 3 号様式）を添付するものとする。

2 規則第 2 条第 2 項第 10 号の書類は、講習計画書（別記第 4 号様式）によるものとする。

第 6 条 削除

（名称等の変更の届出）

第 7 条 指定講習機関は、規則第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定により名称等を変更する場合は、公示事項等変更届出書（別記第 6 号様式）により届け出るものとする。

（講習業務規程の認可の申請）

第 8 条 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項前段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記第 7 号様式）に当該講習業務規程を添えて申請するものとする。

2 指定講習機関は、法第 108 条の 6 第 1 項後段の規定により講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記第 8 号様式）に必要事項を記載して提出するものとする。

第 2 章 審査等

（審査申請）

第 9 条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転適性指導（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号の運転適性指導をいう。）又は運転習熟指導（同項第 2 号の運転習熟指導をいう。）についての技能及び知識に関する審査

を受けようとする者は、公安委員会に審査申請書（別記第9号様式）を提出するものとする。

（審査方法及び合格基準）

第10条 前条の審査の実施方法及び合格基準については、別表のとおりとする。

（審査の免除）

第11条 第9条の審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に掲げる審査細目についての審査を免除するものとする。

（1）過去6月以内に審査を受け、当該審査において審査細目のいずれかについて前条に規定する合格基準に達する成績を得た者 その審査に係る当該成績を得た審査細目

（2）いずれかの車種について審査に合格している者 審査項目「運転習熟指導に関する知識」

（合格証書の交付）

第12条 公安委員会は、第9条の審査に合格したものに対し、運転適性指導員審査合格証書（別記第10号様式）又は運転習熟指導員審査合格証書（別記第11号様式）を交付するものとする。

（特定講習指導員の選任及び解任）

第13条 指定講習機関の代表者は、運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導員をいう。以下同じ。）又は運転習熟指導員（同項第2号の運転習熟指導員をいう。以下同じ。）で特定講習（同条第2項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務に従事する者（以下「特定講習指導員」という。）を選任したときは、選任届（別記第12号様式）を、解任したときは解任届（別記第13号様式）を提出するものとする。

2 法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命ずるときは、あらかじめ理由等を特定講習指導員解任理由通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

3 法第108条の5第3項の規定により特定講習指導員の解任を命ずるときは、特定講習指導員解任命令書（別記第15号様式）によるものとする。

第14条 削除

第15条 削除

第3章 検査等

（講習で使用する車両）

第16条 講習には、公安委員会に届出をした車両（以下「講習車両」という。）を使用するものとする。

2 講習車両は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第35条第2項第3号の規定に該当し、自動車教習所の指定等に関する内規（昭和63年山口県公安委員会内規第1号）に規定する教習車の基準に適合したものでなければならない。

3 講習車両の届出をしようとするときは、講習車両使用届（別記第17号様式）を提出するものとする。この場合において、登録自動車であるときは、自動車検査証の写しを添付するものとする。

4 前項の規定により届け出た講習車両を変更しようとするときは、講習車両変更届（別記第18号様式）を提出するものとする。この場合において、登録自動車であるときは、自動車検査証の写しを添付するものとする。

第17条 削除

（講習の休廃止の許可等）

第18条 指定講習機関は、規則第14条第1項の規定により特定講習の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ講習休廃止許可申請書（別記第19号様式）により公安委員会に申請し、許可を受けなければならない。

（終了証書の交付）

第19条 指定講習機関は、特定講習の受講を終えた者に対し、終了証書を交付しなければならない。

（検査）

第20条 公安委員会は、指定講習機関について、法第108条の4第1項各号に定める基準に適合しているかどうか、又は第108条の5第1項若しくは第2項の規定に従い運営されているかどうかについて、次の区分により検査するものとする。

総合検査・・・・・・・・年1回

随時検査・・・・・・・・必要の都度

抽出検査・・・・・・・・必要の都度

（立会い）

第21条 公安委員会は、指定講習機関が講習を行う場合には、警察職員を立会させ、特定講習の実施上の適否及び講習の受講状況等必要な検査をさせることができる。

（検査後の指導等）

第22条 公安委員会は、前2条の規定により検査を行った結果、法第108条の4第1項各号に定める基準に適合しない事項があると認めた場合は、適合措置命令書（別記第20号様式）によりこれらに適合するよう指導し、又は警告するものとする。

（指定の取消し）

第23条 公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由等を指定講習機関指定取消理由通知書（別記第21号様式）により通知するものとする。

2 公安委員会は、指定を取り消すことを決定したときは、指定講習機関指定取消通知書（別記第22号様式）により通知するものとする。

（書類の提出）

第24条 規則及びこの内規に基づき公安委員会に提出する書類は、運転免許課長を経由して提出しなければならない。

（その他）

第25条 この内規に定めるもののほか、指定講習機関に対する指導等について必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この内規は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月15日公安委員会内規第3号自動車教習所の指定等に関する内規等を一部改正する内規3条による改正附則)

この内規は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日公安委員会内規第3号)

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月11日公安委員会内規第4号)

この内規は、平成13年6月11日から施行する。

附 則 (平成19年5月28日公安委員会内規第4号)

この内規は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日公安委員会内規第2号)

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日公安委員会内規第3号)

この内規は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和元年公安委員会内規第1号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規2条による改正附則)

この内規は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月11日公安委員会内規第4号)

この内規は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日公安委員会内規第4号)

この内規は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月5日公安委員会内規第2号)

この内規は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第10条関係）

1 運転適性指導についての技能及び知識に関する審査

審査項目	審査細目	審査方法及び合格基準
運転適性指導に関する技能	運転適性検査器材を使用した指導要領	実技試験により行うものとし、合格基準は、審査細目ごとに90パーセント以上の成績であること。
	運転シミュレーターの操作要領及び操作結果に基づく指導方法、四輪車及び二輪車の実車技能	
運転適性検査に関する知識	運転適性検査の実施方法に関する知識	面接試験により行うものとし、合格基準は、審査細目ごとに90パーセント以上の成績であること。
	運転適性検査結果に基づくカウンセリング方法に関する知識	

2 運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査

審査項目	審査細目	審査方法及び合格基準
運転習熟指導に関する技能	自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	実技試験により行うものとし、合格基準は、審査細目ごとに90パーセント以上の成績であること。
	危険回避に関する技能	
運転習熟指導に関する知識	自動車工学に関する基礎知識	論文式、択一式、補完式、又は正誤式の筆記試験によるものとし、合格基準は、審査細目ごとに90パーセント以上の成績であること。
	集団討論技法に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、合格基準は、審査細目ごとに90パーセント以上の成績であること。
	道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	

第2号様式（第5条関係）

指定講習機関指定申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

申請者 住所
氏名

下記のとおり指定講習機関として指定を受けたいので、指定講習機関に関する規則第2条第1項の規定により申請します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添付書類	

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第3号様式（第5条関係）

特定講習指導員名簿

氏名	生年月日	従事することができる車両の種類	審査合格年月日	合格証書の番号

注 従事することができる車両の種類は、「準中型自動車」、「普通自動車」、「大型自動二輪車」又は「普通自動二輪車（一般原動機付自転車（法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。）を含む。）」に区分して記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第4号様式（第5条関係）

講 習 計 画 書

講習の種別	
講習の場所	
講習計画	1 講習の担当者 2 講習の時間割り 3 講習に使用する車両の種類 4 講習の要領 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第6号様式（第7条関係）

公示事項等変更届出書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

指定講習機関指定申請書の記載事項
下記のとおり に変更があったので、指定
指定講習機関指定申請書の添付書類の内容

第1項
講習機関に関する規則第4条 の規定により届け出ます。
第3項

記

変更の内容	旧	
	新	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第8条関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

講習業務規程の認可を受けたいので、道路交通法第108条の6第1項前段の規定により申請します。

添付書類

講習業務規程

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第8号様式（第8条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

下記のとおり講習業務規程の変更について認可を受けたいので、道路交通法第108条の6第1項後段の規定により申請します。

記

変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	年 月 日
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

審 査 申 請 書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名

運転適性指導

運転習熟指導 （準中型 普通 大自二 普自二）

についての技能及び知識に関する審

査を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

審査を受ける者	住 所																
	氏 名																
	生年月日		年	月	日												
現に合格している特定講習の種別及び合格年月日														年	月	日	
														年	月	日	
														年	月	日	
現に受けている免許	免許証の番号																
	免許情報記録の番号																
	有効期限		年	月	日												
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年	月	日											
			その他	年	月	日											
	第二種免許		年	月	日												
免許の種類			大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
免許の条件			型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	型	型	通	特	引
添付書類			住民票の写し 履歴書 修了証書 教習指導員資格者証の写し 運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足る書面														

注 1 「添付書類」欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 該当する□にレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 10 号様式（第 12 条関係）

適第	号	
運転適性指導員審査合格証書		
殿		
あなたは、指定講習機関に関する規則第 5 条第 5 号に規定する に係る運 転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格したことを証する。		
年	月	日
山口県公安委員会		印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 11 号様式 (第 12 条関係)

習第 号

運転習熟指導員審査合格証書

殿

あなたは、指定講習機関に関する規則第 7 条第 5 号に規定する に係る運転
習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格したことを証する。

年 月 日

山口県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 12 号様式（第 13 条関係）

選 任 届	
年 月 日	
山口県公安委員会 殿	
住 所	
名 称	
代表者の氏名	
運転適性指導員 を選任したので、下記のとおり届け出ます。 運転習熟指導員	
記	
氏 名	
選任年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 13 号様式 (第 13 条関係)

解 任 届	
年 月 日	
山口県公安委員会 殿	
住 所	
名 称	
代表者の氏名	
運転適性指導員 運転習熟指導員	
を解任したので、下記のとおり届け出ます。	
記	
氏 名	
解任年月日	年 月 日

添付書類

身分証明書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 14 号様式（第 13 条関係）

特定講習指導員解任理由通知書

年 月 日

名 称
代表者の氏名

山口県公安委員会 印

道路交通法第 108 条の 5 第 3 項の規定により
運転適性指導員
運転習熟指導員
の解任を命ずるに当

たり、その理由を下記のとおり通知する。

記

解任を命ず る者	住 所	
	氏 名	
解 任 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

特定講習指導員解任命令書

年 月 日

名 称

代表者の氏名

山口県公安委員会 印

道路交通法第 108 条の 5 第 3 項の規定により、あなたが選任している下記の
運転
運転

適性指導員
習熟指導員
の解任を命ずる。

記

運転適性指導員 解任を命ずる 運転習熟指導員 の氏名	
解 任 を 命 ず る 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 17 号様式（第 16 条関係）

講習車両使用届

年 月 日

山口県公安委員会 殿

名 称

代表者の氏名

講習に使用する車両を下記のとおり届け出ます。

記

追番	登録番号	年式型式	車台番号	車種車名	備考

・オートマチック車は（AT車）と備考欄に記載
・無線装置取付車両は（ム）と備考欄に記載

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 18 号様式（第 16 条関係）

講 習 車 両 変 更 届

年 月 日

山口県公安委員会 殿

名 称

代表者の氏名

講習に使用する車両を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

追番	登 録 番 号	式	車台番号	車種車名	備 考

- ・ オートマチック車は（A T車）と備考欄に記載
- ・ 無線装置取付車両は（ム）と備考欄に記載

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 19 号様式（第 18 条関係）

講習休廃止許可申請書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

名 称

代表者の氏名

全部 休止

道路交通法第 108 条の 10 の規定により、特定講習の を することについて

一部 廃止

て許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

休止 する特定講習の種別 廃止	
休 止 する年月日 廃 止	年 月 日
休 止 期 間	
休 止 する理由 廃 止	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 22 号様式（第 23 条関係）

指定講習機関指定取消通知書

年 月 日

名 称
代表者の氏名

山口県公安委員会 印

道路交通法第 108 条の 1 第 1 項 の規定により、下記の指定講習機関の指定を取り消したので、通知する。

記

指定年月日及び番号	
指定を取り消した理由	

- 備考 1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、山口県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
また、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、山口県を被告（訴訟において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 21 号様式（第 23 条関係）

指定講習機関指定取消理由通知書

年 月 日

名 称
代表者の氏名

山口県公安委員会 印

第 1 項
道路交通法第 108 条の 1 1 の規定により指定講習機関の指定を取り消すに
第 2 項

当たり、その理由を下記のとおり通知する。

記

指定年月日及び番号	
指定を取り消す理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 20 号様式（第 22 条関係）

適 合 措 置 命 令 書

年 月 日

名 称
代表者の氏名

山口県公安委員会 印

第 1 項
道路交通法第 108 条の 8 の規定により、下記のとおり改善措置を採るこ
第 2 項

とを命ずる。

記

改善を要 する事項	
命令事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。